

令和4年度保育料徴収金基準額表 (2・3号認定 保育短時間)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額（月額）		
階層区分	定 義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
第1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円	0円
第2	市区町村民税非課税世帯	0円	0円	0円
第3	所得割額 48,600円未満	14,700円	0円	0円
第4	所得割額 97,000円未満	23,600円	0円	0円
第5	所得割額 169,000円未満	36,400円	0円	0円
第6	所得割額 301,000円未満	44,200円	0円	0円
第7	所得割額 397,000円未満	53,100円	0円	0円
第8	所得割額 397,000円以上	60,900円	0円	0円

※世帯の状況や、所得の状況によって保育料が軽減される場合があります。